

別表十八（一）の記載の仕方

1 各通算法人の所得金額等に関する明細書

(1) この明細書は、通算法人若しくは他の通算法人が法第27条（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）の規定の適用を受ける場合又は通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限り。）において次に掲げる規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する事業年度において次に掲げる規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。

イ 法第57条第1項（欠損金の繰越し）（法第64条の7第1項第1号から第3号まで（欠損金の通算）の規定の適用がある場合に限り。）の規定

ロ 法第59条第2項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）（震災特例法第17条第1項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含むものとし、法第59条第5項の規定により読み替えて適用する場合に限り。）の規定

ハ 法第64条の5第1項から第4項まで（損益通算）の規定

ニ 法第64条の7第5項の規定

ホ 法第66条第6項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定

ヘ 法第69条（外国税額の控除）（同条第14項の規定の適用がある場合に限り。）の規定

ト 令第19条第2項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）（同条第4項の規定の適用がある場合に限り。）の規定

チ 令第139条の8第2項（留保金額から控除する金額等）の規定

(2) 「法人番号1」の欄は、国税庁長官から指定を受けた13桁の法人番号（被合併法人の場合は合併前の法人番号）を記載します。

(3) 「当初損金算入超過額21」及び「当初損金算入不

足額22」の各欄は、当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合において、法第57条第1項の規定の適用を受けるとき（法第64条の7第5項の規定の適用がある場合に限り。）に別表七（二）付表二の記載要領3（(3)及び(4)に係る部分に限り。）及び5(1)に準じて記載します。

(4) 当該通算法人（通算子法人に限り。）が仮決算による中間申告又は確定申告をする場合において、当該通算法人に係る通算親法人が提出する次に掲げる申告書にこの明細書（当該通算親法人及び他の通算法人に係る各欄の記載があるものに限り。）が添付されているときは、当該申告書の区分に応じそれぞれ次に定める申告書には、この明細書の添付を要しません。

イ 法第72条第1項各号（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等）に掲げる事項を記載した法人税中間申告書（法第71条第1項（中間申告）の規定による申告書をいいます。以下イにおいて同じです。）で、当該仮決算による中間申告に係る法第72条第1項に規定する期間の末日に終了する当該通算親法人の同項に規定する期間に係るもの 当該仮決算による中間申告に係る法人税中間申告書

ロ 法第74条第1項（確定申告）の規定による申告書（当該事業年度終了の日に終了する当該通算親法人の事業年度に係るものに限り。）
当該確定申告に係る同項の規定による申告書

2 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書

(1) この明細書は、通算法人が当該課税事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限り。）において地方法人税法第12条（外国税額の控除）（第2項を除きます。以下(1)において同じです。）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する課税事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。

(2) 当該通算法人（通算子法人に限ります。）が仮決算による中間申告又は確定申告をする場合において、当該通算法人に係る通算親法人が提出する次に掲げる申告書にこの明細書（当該通算親法人及び他の通算法人に係る各欄の記載があるものに限ります。）が添付されているときは、当該申告書の区分に応じそれぞれ次に定める申告書には、この明細書の添付を要しません。

イ 地方法人税法第17条第1項各号（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等）に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書（同法第16条第1項（中間申告）の規定による申告書をいいます。以下イにおいて同じです。）で、当該仮決算による中間申告に係る同法第17条第4項第1号に規定する期間の末日に終了する当該通算親法人の同条第1項第1号に規定する期間に係るもの 当該仮決算による中間申告に係る地方法人税中間申告書

ロ 地方法人税法第19条第1項（確定申告）の規定による申告書（当該課税事業年度終了の日に終了する当該通算親法人の課税事業年度に係るものに限ります。） 当該確定申告に係る同項の規定による申告書

3 各通算法人の加算前基準法人税額等に関する明細書

(1) この明細書は、通算法人が当該課税事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限ります。）において我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（(2)において「特別措置法」といいます。）第13条第3項第2号（課税標準）又

は第16条（外国税額の控除）（同条第4項の規定の適用がある場合に限ります。以下(1)において同じです。）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する課税事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。

(2) 当該通算法人（通算子法人に限ります。）が仮決算による中間申告又は確定申告をする場合において、当該通算法人に係る通算親法人が提出する次に掲げる申告書にこの明細書（当該通算親法人及び他の通算法人に係る各欄の記載があるものに限ります。）が添付されているときは、当該申告書の区分に応じそれぞれ次に定める申告書には、この明細書の添付を要しません。

イ 特別措置法第22条第1項各号（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等）に掲げる事項を記載した防衛特別法人税中間申告書（特別措置法第21条第1項（中間申告）の規定による申告書をいいます。以下イにおいて同じです。）で、当該仮決算による中間申告に係る特別措置法第22条第4項第1号に規定する期間の末日に終了する当該通算親法人の同条第1項第1号に規定する期間に係るもの 当該仮決算による中間申告に係る防衛特別法人税中間申告書

ロ 特別措置法第25条第1項（確定申告）の規定による申告書（当該課税事業年度終了の日に終了する当該通算親法人の課税事業年度に係るものに限ります。） 当該確定申告に係る同項の規定による申告書